個人情報保護管理運営会議 付議事項

件

名

東京共同電子申請・届出サービスの利用に係る外部結合等について(手続の 追加)

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号(外部結合、業務委託)

(担当部課:総合政策部行政管理課、情報システム課、 健康部四谷保健センター、環境清掃部ごみ減量リサイクル課)

事業の概要

事業名	行政手続のオンライン化等の推進
担当課	行政管理課、情報システム課、四谷保健センター、ごみ減量リサイクル課
目的	申請者が窓口に来庁することなく、24時間申請手続を可能とするため、行政
	手続のオンライン化を推進し、区民の利便性向上を図るため。
対象者	資料15-1の手続の申請者
事業内容	1 概要
	区では、平成16年度から東京都及び都内区市町村で構成される東京電子自治
	体共同運営協議会(東京電子自治体共同運営センター)が提供する「東京共同電
	子申請・届出サービス」を活用し、住民票の写しの交付請求や乳幼児・子ども医
	療証の申請などの手続をオンラインで受け付けている(平成16年度第7回情報
	公開・個人情報保護審議会承認・了承済。以降、手続の追加の都度、情報公開・個
	人情報保護審議会に諮問・報告又は個人情報保護管理運営会議に付議・報告し、
	承認・了承済となっている。)。
	この度、新たに資料15-1の手続を追加することで、さらなる区民の利便性
	の向上を図ることとする(各手続の事業概要は、参考15-1を参照)。
	2 個人情報保護管理運営会議への付議内容
	(1) 外部結合
	既に外部結合を行っている「東京共同電子申請・届出サービス」において、手
	続の追加を行う。
	(2)業務委託
	「東京共同電子申請・届出サービス」の運用管理業務を委託する富士通株式会
	社が取扱う手続の追加を行う。
	※個人情報の流れは、資料15-2のとおり

<u>件名</u> 東京共同電子申請・届出サービスの利用に係る外部結合について(手続の 追加)

※太字ゴシック(下線)が、令和5年度第1回新宿区個人情報保護管理運営会議承認済の内容からの変更箇所

次太子コンツク(下線)が、下和5年度第「凹新伯区個人情報休護官理建呂云議承認済の内谷からの変更固別			
保有課(担当課)	行政管理課、情報システム課、四谷保健センター、ごみ減量リサイクル課		
登録業務の名称	追加する手続(登録業務)は、資料15-1のとおり		
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	追加する手続ごとの情報項目は、資料15-1のとおり		
結合の相手方	東京電子自治体共同運営協議会(東京電子自治体共同運営センター) ※東京都と都内区市町村で構成されている。		
結合する理由	「東京共同電子申請・届出サービス」は、東京電子自治体共同運営協議会がシステムを構築し、構成団体で共同利用することで高品質なサービスの廉価な提供を実現している。 「東京共同電子申請・届出サービス」を活用することで、申請者は窓口に来庁することなく、24時間申請手続が可能となり、区民の利便性向上を図ることができるため。		
結合の形態	LGWAN 回線を利用して、東京電子自治体共同運営センターのサーバと区のイントラネット端末を接続する。		
結合の開始時期と期間	令和5年5月31日以降 (以降、同様の外部結合を行う。) ※上記相手方との外部結合は、平成17年1月から行っている。		
情報保護対策	別紙チェックリストのとおり		

件名 東京共同電子申請・届出サービスの利用に係る運用管理業務の委 託について(手続の追加)

※太字ゴシック (下線) が、令和5年度第1回新宿区個人情報保護管理運営会議承認済の内容 からの変更箇所

<u>かりの友丈直別</u>	
保有課(担当課)	行政管理課、情報システム課、四谷保健センター、ごみ減量リサイクル課
登録業務の名称	追加する手続は、資料15-1のとおり
委託先	富士通株式会社(プライバシーマーク、ISO27001取得)
委託に伴い事業者に処 理させる情報項目(だ れの、どのような項目 か)	追加する手続ごとの情報項目は、資料15-1のとおり
処理させる情報項目の 記録媒体	東京電子自治体共同運営協議会(東京電子自治体共同運営センター)のサーバ
委託理由	「東京共同電子申請・届出サービス」は、東京電子自治体共同運営協議会がシステムを構築し、それを共用することで高品質なサービスの廉価な提供を実現している。 「東京共同電子申請・届出サービス」を活用することで、申請者は、窓口に来庁することなく、24時間申請手続が可能となり、区民の利便性向上を図ることができる。 上記委託先については、東京電子自治体共同運営協議会に承認された事業者であり、セキュリティの安全確保に優れた事業者であるため。
委託の内容	東京電子自治体共同運営協議会が提供する「東京共同電子申請・ 届出サービス」の運用管理
委託の開始時期及び期 限	令和5年5月31日から令和6年3月31日まで (次年度以降も、同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う 情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
受託事業者に行わせる 情報保護対策	別紙チェックリストのとおり